FGI FinTech Global Incorporated

The firm of innovative financing

開催日時▶平成27年12月22日（火曜日）午前10時
開催場所▶東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
明治安田生命ビル　４階　MY PLAZAホール

CONTENTS

第21期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款の一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件
第５号議案　当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
（添付書類）
事業報告 …… 24
連結計算書類 …… 49
計算書類 …… 52
監査報告書 …… 55

FGI フィンテック グローバル株式会社

証券コード：8789

(証券コード8789)
平成27年12月４日

株　主　各　位

東京都港区虎ノ門四丁目１番28号　虎ノ門タワーズオフィス
フィンテック　グローバル株式会社
代表取締役社長　　玉　井　信　光

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本総会の付議事項中には、その決議に定足数を必要とする議案もございます。当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使することができます。

お手数ながら５頁から23頁の「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による方法】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月21日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による方法】

同封の議決権行使書用紙記載の「議決権行使コード」と「パスワード」により議決権行使ウェブサイト（http://www.it-soukai.com/）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、平成27年12月21日（月曜日）午後５時30分までに、各議案に対する賛否をご入力ください。

なお、４頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬　具

記

1．日　　時　平成27年12月22日（火曜日）午前10時

2．場　　所　東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
明治安田生命ビル　４階　MY PLAZAホール

（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

3．会議の目的事項

報 告 事 項　1　第21期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2　第21期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款の一部変更の件

第３号議案　取締役６名選任の件

第４号議案　監査役３名選任の件

第５号議案　当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎　当社は、法令及び定款第15条の定めにより、本招集ご通知に際し提供すべき事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」については本書には掲載せず、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.fgi.co.jp/）に掲載しております。なお、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類又は計算書類の一部であります。

◎　株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.fgi.co.jp/）に掲載させていただきます。

４．議決権の行使等についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時：**平成27年12月22日（火曜日） 午前10時（午前９時開場）**

郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合



後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限：**平成27年12月21日（月曜日） 午後５時30分到着分まで**

インターネットにて議決権を行使いただく場合

⇨ 次頁をご覧ください。



後記株主総会参考書類をご検討のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト
http://www.it-soukai.com/にて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限：**平成27年12月21日（月曜日） 午後５時30分入力分まで**

（1）代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

（2）郵送（議決権行使書）並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

（3）インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

（4）インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、４頁の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

1．インターネットによる議決権行使について

(1) 書面による議決権行使に代えて、パソコンまたは携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト	http://www.it-soukai.com/

(2) インターネットによる議決権行使期限は、平成27年12月21日（月曜日）午後５時30分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めにご行使くださいますようお願いいたします。

(3) 議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。

(4) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は本定時株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

(5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

・パスワードは、議決権行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。

・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされご使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。

・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（下記）までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** （平日 9：00～21：00）

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** （平日 9：00～17：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績や今後の業績見通し、内部留保、今後の事業展開等を総合的に勘案した結果、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき60銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は97,147,560円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年12月24日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款の一部変更の件

１．提案の理由

当社及び子会社の事業領域の拡大と新規事業への参入に対応するとともに、事業の現状に即して事業内容の明確化を図るため、現行定款第２条（目的）の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１　信用補完（超過担保、優先劣後構造、信用状、現金準備金勘定、債券保証等）およびその業務に関する仲介、コンサルティング	１　信用補完およびその業務に関する仲介、コンサルティング
２　金融業務およびその業務に関する仲介、コンサルティング	２　金融業務、組合財産の運用・管理およびこれらの業務に関する仲介、コンサルティング
３～10（条文省略）	３～10（現行通り）
（新設）	11　不動産特定共同事業法に基づく事業
（新設）	12　自然エネルギー等による発電事業およびその管理、運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業
（新設）	13　当会社は、次の事業を営む会社の株式等を所有等することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。
（新設）	(1)　組合財産の運用および管理
（新設）	(2)　不動産の賃貸借、売買、所有、交換、仲介、代理、鑑定、管理およびコンサルティングならびにこれらに関する情報処理サービスおよび情報提供サービス
（新設）	(3)　企業・団体の委託を受けて行う下記業務 ①福利厚生業務 ②社宅管理業務 ③請求・支払業務

現　行　定　款	変　更　案
(新設)	(4) 食料品、食品添加物および飲食品の製造、加工、輸出入ならびに販売
(新設)	(5) テーマパーク、美術館、ミュージアム、ライブラリー、レジャー施設等およびそれに関連する諸施設の経営・維持管理および関連する役務提供
(新設)	(6) 金融商品取引法に規定する、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業および金融商品仲介業
(新設)	(7) 不動産特定共同事業法に基づく事業
(新設)	(8) コンピュータソフトウェアの研究、開発、製造および販売
11 前各号に付帯する一切の業務	14 (現行通り)

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役６名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	玉井（たまい） 信光（のぶみつ）	代表取締役社長	再任候補者
2	ロバート・ハースト [Robert Hirst]	取締役会長	再任候補者
3	鷲本（わしもと） 晴吾（せいご）	取締役 上席執行役員 経営管理部/事業統括部/ 法務・コンプライアンス部/ 投資企画管理部 管掌	再任候補者
4	三橋（みつはし） 透（とおる）	取締役	再任候補者
5	山中（やまなか） 秀介（ひでゆき）	取締役	再任候補者
6	木村（きむら） 喬（たかし）	社外取締役	再任候補者　社外役員候補者　独立役員候補者

1. 玉井（たまい） 信光（のぶみつ） (昭和38年６月11日生)

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和61年４月　オリエント・リース㈱（現オリックス㈱）入社
平成６年12月　当社設立、代表取締役社長
平成21年６月　㈱公共財アセットマネジメント、代表取締役（現任）
平成22年３月　フィンテックキャピタルリスクソリューションズ㈱、代表取締役（現任）
平成24年12月　当社、代表取締役社長 投資銀行本部長
平成26年８月　当社、代表取締役社長 管掌 投資銀行本部 兼グループ事業開発本部長
平成26年10月　当社、代表取締役社長 投資銀行本部長
平成27年８月　当社、代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

フィンテックキャピタルリスクソリューションズ㈱　代表取締役
㈱公共財アセットマネジメント　代表取締役

所有する当社株式の数

20,095,500株

取締役在任年数（本総会終結時）

21年

取締役候補者とした理由

玉井信光氏は、当社の創業以来、中堅企業、成長企業の皆様の財務戦略を支援するためのストラクチャードファイナンスに特化した「ブティック型（専門的な）投資銀行」である当社グループを牽引し、お客様のニーズにマッチしたオーダーメイドの資金調達の実現や、成長可能性のある企業や事業への投資により、当社の企業価値向上に貢献してきており、優れた経営執行能力を有しております。引き続き、強力なリーダーシップによる当社グループを牽引する経営判断や統括とともに、監督の遂行を期待し、取締役候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係等

玉井信光氏が代表取締役をしておりますフィンテックキャピタルリスクソリューションズ㈱は、当社より当社の賃借物件の一部を転借しております。また、同社は当社との間で通常の取引価格と同等の条件にて業務委託取引を行っており、資金貸付の取引関係があります。

2. ロバート・ハースト [Robert Hirst]（昭和23年２月５日生）

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和48年７月	Bankers Trust Company（東京）入社、アシスタントバイスプレジデント
昭和53年３月	International Finance Corporation入社、インベストメントオフィサー
昭和58年３月	Citibank NA（東京）入社、バイスプレジデント
昭和62年１月	AIG Financial Products Corp.、取締役
平成13年12月	バンク・エー・アイ・ジー証券、日本代表
平成14年１月	同社、シニアアドバイザー
平成17年12月	当社、取締役
平成19年12月	当社、取締役会長（現任）
平成20年６月	社団法人日英協会（現一般社団法人日英協会）、理事
平成25年11月	㈱ムーミン物語、代表取締役
平成27年６月	同社、代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

㈱ムーミン物語　代表取締役社長

所有する当社株式の数

1,535,000株

取締役在任年数（本総会終結時）

10年

取締役候補者とした理由

ロバート・ハースト氏は、グローバルに投資銀行業務を展開する企業で要職を経験しており、ファイナンスに関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループの投資銀行事業においては海外の企業との協力や交渉を要する案件が多くありますが、同氏は当社グループにおいてそのような多数の案件に関与してきました。このような実績を踏まえ、また、その経験や知識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係等

ロバート・ハースト氏が代表取締役をしております㈱ムーミン物語は、当社より当社の賃借物件の一部を転借しております。

3. 鷲本（わしもと） 晴吾（せいご） (昭和26年10月19日生)

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和50年４月	㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行
平成８年11月	同行、西宮支店支店長
平成16年８月	丸善㈱入社
平成18年５月	同社、執行役員 財務統括センター長
平成19年９月	当社、管理本部 財務部長
平成20年３月	フィンテックキャピタルリスクソリューションズ㈱、監査役（現任）
平成20年７月	㈱パブリック・マネジメント・コンサルティング、監査役（現任）
平成21年４月	当社、執行役員 財務部長
平成21年12月	当社、取締役 執行役員 財務部長兼事業統括部長
平成22年10月	当社、取締役 執行役員 経営管理部長
平成22年12月	㈱FGIプリンシパル、代表取締役（現任）
平成25年３月	FGIキャピタル・パートナーズ㈱、取締役（現任）
平成26年10月	当社、取締役 経営管理部/事業統括部管掌 上席執行役員
平成27年10月	当社、取締役 上席執行役員 経営管理部/事業統括部/法務・コンプライアンス部/投資企画管理部　管掌（現任）

重要な兼職の状況

㈱FGIプリンシパル　代表取締役

所有する当社株式の数

100,000株

取締役在任年数（本総会終結時）

６年

取締役候補者とした理由

鷲本晴吾氏は、大手金融機関に長年勤務し金融・財務面に豊富な知識を有しております。これを踏まえ、当社の取締役としては、上席執行役員として経営管理部、事業統括部、法務・コンプライアンス部、投資企画管理部を管掌し、業務を熟知しております。以上のような実績を踏まえ、また、その経験や知識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係等

鷲本晴吾氏が代表取締役をしております㈱FGIプリンシパルは、当社との間で資金借入の取引関係があります。

4. 三橋（みつはし） 透（とおる） (昭和39年６月２日生)

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和62年４月　㈱三和銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）入行
平成５年１月　同行、ニューヨーク支店支店長代理
平成10年４月　同行、東京法人営業第四部部長代理
平成14年５月　同行、新宿新都心法人営業第一部次長
平成16年９月　クリーンエナジーファクトリー㈱、取締役
平成19年３月　当社、投資銀行本部 ストラクチャードファイナンス営業第二部長
平成21年４月　当社、執行役員 投資銀行本部 副本部長
平成21年12月　当社、取締役 執行役員 投資銀行本部長
平成22年10月　当社、取締役（現任）
平成24年４月　フィンテックアセットマネジメント㈱、代表取締役社長
平成24年６月　三田ばさら㈱、代表取締役（現任）
平成24年９月　すし青柳㈱、代表取締役（現任）
平成25年２月　岡山ホールディングス㈱（現 ベターライフハウス㈱）、代表取締役（現任）
平成25年９月　㈱ベルス、取締役
平成26年２月　岡山建設㈱、代表取締役
平成26年３月　ユニハウスホールディングス㈱（現㈱ユニハウス）、代表取締役（現任）
㈱ユニハウス（現 城南開発㈱）、代表取締役
平成26年６月　ベターライフサポートホールディングス㈱、代表取締役（現任）
平成26年10月　フィンテックアセットマネジメント㈱、取締役会長
平成27年９月　城南開発㈱、代表清算人（現任）
平成27年10月　㈱ベルス、代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

ベターライフサポートホールディングス㈱　代表取締役
㈱ベルス　代表取締役社長
㈱ユニハウス　代表取締役
ベターライフハウス㈱　代表取締役
すし青柳㈱　代表取締役
三田ばさら㈱　代表取締役
城南開発㈱　代表清算人

所有する当社株式の数

550,000株

取締役在任年数（本総会終結時）

６年

取締役候補者とした理由

三橋透氏は、大手金融機関に勤務後、当社や子会社のフィンテックアセットマネジメント㈱において、様々な投資案件を扱ってきました。平成26年から不動産事業における中間持株会社であるベターライフサポートホールディングス㈱の代表取締役として同事業を統括し、人々のより良い生活をサポートするための「不動産事業のeコマース化」の実現にむけたベターライフサポート事業を立ち上げ、推進しております。同氏の優れた経営執行能力とリーダーシップにより、不動産事業がより活性化されることや、当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係等

三橋透氏が代表取締役をしております三田ばさら㈱及びすし青柳㈱は、当社子会社との間で通常の取引価格と同等の条件にて業務委託取引を行っております。
三橋透氏が代表取締役社長をしております㈱ベルスは、当社子会社との間で通常の取引価格と同等の条件にて業務委託取引を行っております。

5. 山中（やまなか） 秀介（ひでゆき） (昭和38年７月26日生)

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和62年４月	オリエント・リース㈱（現オリックス㈱）入社
平成10年２月	ORIX Aviation Systems Limited、Alternate Director
平成14年４月	同社、Director
平成15年９月	オリックス㈱、投資銀行本部航空機グループ課長
平成17年10月	同社、プロジェクト開発本部航空機グループ副部長
平成21年１月	同社、グローバル事業本部航空事業グループ グループ長
平成23年１月	オリックス･エアクラフト㈱、代表取締役社長
平成23年10月	オリックス㈱、グローバル事業本部事業開発・投資グループ グループ長
平成23年12月	当社、取締役 上席執行役員グループ事業開発本部長
平成25年４月	フィンテックグローバルトレーディング㈱、代表取締役（現任）
平成25年11月	当社、取締役（現任）
平成26年７月	エアアジア・ジャパン㈱、社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

フィンテックグローバルトレーディング㈱　代表取締役
エアアジア・ジャパン㈱　社外取締役

所有する当社株式の数

100,000株

取締役在任年数（本総会終結時）

４年

取締役候補者とした理由

山中秀介氏は、大手リース会社で18年間航空機リース事業に従事し、同事業を拡大させた実績があります。平成25年４月には当社子会社フィンテックグローバルトレーディング㈱の代表取締役に就任し、ユニークな事業や技術を持つベンチャー企業への投資や、ストラクチャードファイナンスを利用した投資銀行業務を執行しております。同氏の豊富な経験と知見により、投資銀行事業をさらに推し進めるとともに、当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係等

山中秀介氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

6. 木村（きむら） 喬（たかし） (昭和54年７月24日生)

略歴並びに当社における地位及び担当

平成13年10月　新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所
平成20年６月　清和監査法人 社員
平成24年３月　ロベルトカヴァリジャパン㈱、監査役（現任）
平成24年７月　ベルウェザー総合会計事務所設立、代表（現任）
　　㈱ベルウェザー設立、代表取締役（現任）
平成26年11月　やまと監査法人設立、代表社員（現任）
平成26年12月　当社、取締役（現任）

重要な兼職の状況

ベルウェザー総合会計事務所　代表
㈱ベルウェザー　代表取締役
やまと監査法人　代表社員

所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数（本総会終結時）

１年

取締役候補者とした理由　（社外取締役候補者）

木村喬氏は、公認会計士、税理士の資格を有し、様々な企業の会計監査、内部統制、調査業務、アドバイザリー業務等を経験しており、財務、会計及び内部統制等に関し豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。また、平成26年12月に社外取締役に就任後、取締役会だけでなく、投融資委員会やリスクマネジメント・コンプライアンス委員会にも出席いただいており、経営を監視する役割を果たしております。これらのことから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者としております。

候補者と当社との特別の利害関係等

木村喬氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

木村喬氏が取締役就任後の第21期（平成27年９月期）における取締役会への出席状況

19／19回（100%）

責任限定契約の締結

当社は定款において、社外取締役との間に、会社法第423条第１項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約の締結ができる旨を定めております。木村喬氏は当社との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間に責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

独立役員

当社は木村喬氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役３名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

監査役候補者一覧

候補者番号	氏　　名	現在の当社における地位	候補者属性
1	川崎（かわさき） 史顯（ふみあき）	特別顧問	新任候補者　社外役員候補者
2	太田（おおた） 健一（けんいち）	－	新任候補者　社外役員候補者　独立役員候補者
3	大山（おおやま） 亨（とおる）	社外監査役	再任候補者　社外役員候補者　独立役員候補者

1. 川﨑（かわさき） 史顯（ふみあき） (昭和18年10月26日生)

略歴及び当社における地位

昭和43年３月　日本生命保険相互会社入社
平成12年３月　ニッセイ損害保険㈱、常務取締役
平成13年６月　ニッセイ同和損害保険㈱、取締役
平成14年６月　同社、常務取締役
平成18年６月　同社、顧問
平成19年４月　当社、特別顧問（現任）
平成19年８月　マーシュジャパン㈱、エグゼクティブアドバイザー（現任）
平成21年１月　フェデラル・インシュアランス・カンパニー・ジャパン、相談役

重要な兼職の状況

マーシュジャパン㈱　エグゼクティブアドバイザー

所有する当社株式の数

0株

監査役在任年数（本総会終結時）

―

監査役候補者とした理由　（社外監査役候補者）

川﨑史顯氏は、損害保険会社において経営者として要職を経験しております。当社の特別顧問としても、経営や営業に関して適切なアドバイスをいただいており、その見識、当社内外の経験、実績などから、当社の取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくのに適任と考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係等

当社は、川﨑史顯氏に当社の営業全般に関する助言及び相談業務を委嘱しております。

第21期（平成27年９月期）における取締役会及び監査役会への出席状況

取締役会　―　　監査役会　―

責任限定契約の締結

当社は定款において、社外監査役との間に、会社法第423条第１項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約の締結ができる旨を定めております。川﨑史顯氏が社外監査役に就任する場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

2. 太田（おおた） 健一（けんいち） (昭和25年９月３日生)

略歴及び当社における地位

昭和50年４月　㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行
昭和62年５月　富士銀キャピタル㈱（現みずほキャピタル㈱に出向
平成14年４月　みずほキャピタル㈱、営業推進部長
平成14年９月　㈱みずほ銀行からみずほキャピタル㈱に転籍
平成16年４月　みずほキャピタル㈱、営業企画部長
平成17年10月　同社、執行役員　営業第３グループ長
平成22年10月　同社、嘱託　業務部　部長
平成23年４月　国立研究法人科学技術振興機構「A-STEP」「NexTEP」プログラム 財務系評価委員（現任）
平成27年９月　みずほキャピタル㈱、退職
平成27年10月　同社、特別顧問（現任）

重要な兼職の状況

みずほキャピタル㈱　特別顧問

所有する当社株式の数

0株

監査役在任年数（本総会終結時）

―

監査役候補者とした理由　（社外監査役候補者）

太田健一氏は、ベンチャーキャピタルにおいて長年多くの企業成長を支えてきました。この経歴に加え、国立研究法人科学技術振興機構の「A-STEP」「NexTEP」プログラムにおける 財務系評価委員を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験、知見を投資銀行事業を営む当社の監査に反映していただくために、社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係等

太田健一氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第21期（平成27年９月期）における取締役会及び監査役会への出席状況

取締役会　―　　監査役会　―

責任限定契約の締結

当社は定款において、社外監査役との間に、会社法第423条第１項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約の締結ができる旨を定めております。太田健一氏が社外監査役に就任する場合、当社は同氏との間の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

独立役員

太田健一氏の属性、経歴等により、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されることから、本議案をご承認いただいた場合には、同氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

3. 大山（おおやま） 亨（とおる） (昭和42年８月24日生)

略歴及び当社における地位

平成 3 年 4 月　山一證券㈱入社
平成10年 4 月　富士証券㈱入社
平成12年10月　合併によりみずほ証券㈱移籍
平成13年 3 月　HSBC証券会社東京支店入社
平成14年 2 月　株式上場コンサルタントとして独立
平成15年10月　㈲トラスティ・コンサルティング（現㈲セイレーン）設立、代表取締役（現任）
平成15年10月　ウインテスト㈱、社外監査役（現任）
平成16年 6 月　当社、社外監査役
平成17年 4 月　㈱トラスティ・コンサルティング設立、代表取締役（現任）
平成19年 1 月　エフエックス・オンライン・ジャパン㈱（現IG証券㈱）、社外監査役（現任）
平成20年 1 月　㈱アールエイジ、社外監査役（現任）
平成25年 4 月　当社、社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

㈲セイレーン　代表取締役
㈱トラスティ・コンサルティング　代表取締役
ウインテスト㈱　社外監査役
IG証券㈱　社外監査役
㈱アールエイジ　社外監査役

所有する当社株式の数

212,500株

監査役在任年数（本総会終結時）

２年７ヶ月（大山亨氏は平成16年６月から平成22年12月まで当社社外監査役に就任しており、当該期間と合わせると９年１ヶ月となります。）

監査役候補者とした理由　（社外監査役候補者）

大山亨氏は、証券会社の公開引受部や株式上場コンサルタントとして、長年、株式公開指導に当たっており、その経験・見識、また当社の社外監査役としての実績などから、当社の取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくのに適任と考え、社外監査役として再任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係等

大山亨氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第21期（平成27年９月期）における取締役会及び監査役会への出席状況

取締役会　23／23回（100%）　　監査役会　13／13回（100%）

責任限定契約の締結

当社は定款において、社外監査役との間に、会社法第423条第１項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約の締結ができる旨を定めております。大山亨氏は当社との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

独立役員

当社は大山亨氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第５号議案　当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社子会社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、金銭の払込みを要することなくストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

付与基準といたしましては、平成27年９月末日時点に当社又は主要な子会社に在籍し、付与時点においても在籍している一部の取締役及び従業員を対象とし、毎年継続的に発行してまいる予定でございます。

２．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権2,720個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式272,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数(以下に定義される。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整す

る。
調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。
なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の前営業日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

ⅰ 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

ⅱ 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株

式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

ⅲ　さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

③　新株予約権を行使することができる期間

平成29年12月28日から平成37年11月30日までの期間内で当社取締役会が定める期間とする。

④　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ⅰ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

ⅱ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記ⅰ記載の資本金等増加限度額から上記ⅰに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥　新株予約権の取得条項

以下のⅰ、ⅱ、ⅲ、ⅳ、ⅴ又はⅵの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

ⅰ　当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ⅱ　当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ⅲ　当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ⅳ　当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ⅴ　新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当

社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

vi　当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類（当社第22期事業年度に係るものに限る）の承認議案

⑦　組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記ⅲに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為

の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。

vii　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

viii　新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定する。

ix　その他の新株予約権の行使の条件
下記⑧に準じて決定する。

⑧　その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

3．新株予約権のその他の内容
新株予約権のその他の内容については、新株予約権発行に係る当社取締役会決議により定める。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及び成果

（1）事業の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、個人消費が底堅く推移し、企業収益や雇用・所得環境の着実な改善を背景に、景気は緩やかな回復を続けておりますが、新興国経済の減速の影響等により、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような経済環境において当社グループは、企業を支援するブティック型投資銀行として投資銀行業務と企業投資を中心に事業を展開し、企業のニーズに応える様々なソリューションを提供して成長をサポートするとともに、地域産業の振興・支援にも積極的に取り組みました。投資銀行業務においては、再生可能エネルギー関連やサービス付き高齢者向け住宅関連のアレンジメント業務が、前連結会計年度比で大幅に増加いたしました。太陽光発電事業については、固定価格買取制度による電気の買取価格引下げが続き、グリーン投資減税の対象期間が平成27年３月に終了するという環境のもと、当下半期は残された優良なプロジェクトの獲得競争に備え、優良プロジェクトの確保を優先する一方、これを収益化させるための売却活動やアレンジメント業務の受託を展開したものの、当連結会計年度末までの収益化を予定していたいくつかの案件が次期に持ち越しとなっております。企業投資においては、平成18年から出資を継続しているFinTech GIMV Fund,L.P.(IT・バイオ関連の企業へ投資するベンチャーキャピタルファンド、以下「FGF」といいます。)について、出資するライフサイエンス・プロジェクトが投資回収に至ったことにより、当社は売上高510百万円を計上いたしました。また、不動産事業は、平成26年９月期に立ち上げた「ベターライフサポート事業」を強力に推進しました。企業の福利厚生を支援することで、職域における個人を対象とした事業展開を進めております。なお、成長をさらに加速させるべく、平成27年４月７日に行使価額修正条項付き第14回新株予約権（第三者割当て）を発行しましたが、平成27年８月４日をもって本新株予約権は全数が権利行使され、総額で2,392百万円を調達しました。

また当社は、北欧の雰囲気とムーミンの世界を体験できる施設を開設すべく、平成27年６月30日に西武鉄道㈱（本社：埼玉県所沢市）と埼玉県飯能市に所在する宮沢湖周辺の不動産の売買契約を締結しました。さらに、同日付で地元自治体である飯能市と「地方創生に関する基本協定」を締結し、同施設の開設や飯能市の観光振興等に関して、連携協力していくこととしました。

上記の結果、当連結会計年度の売上高は5,429百万円（前連結会計年度比38.8％増）となりました。売上原価については、不動産事業における用地仕入や建築費などにより2,934百万円となり、売上総利益は2,495百万円（前連結会計年度比4.1％増）となりました。販売費及び一般管理費については、事業拡大による人件費や不動産事業の広告宣伝費等の増加により2,380百万円（前連結会計年度比29.2％増）となった結果、営業利益は115百万円（前連結会計年度比79.3％減）となりました。経常利益は為替差益147百万円を計上したことにより237百万円（前連結会計年度比65.4％減）となり、当期純利益は224百万円（前連結会計年度比75.7％減）となりました。

セグメント別の業績は、下記①～④の通りであります。

①投資銀行事業

投資銀行業務においては、再生可能エネルギー関連等のアレンジメント業務受託において、有力なEPC事業者（設計-engineering、機器調達-procurement、建設-constructionを含むプロジェクト事業者）との協働や発電所開発資金の貸付により、優良な案件を確保し、事業法人等の投資家に投資機会を提供しました。また、水力発電事業の投資家招聘に係る投資アレンジメントによる収益を計上しました。主なアレンジメント業務の対象である太陽光発電事業については、グリーン投資減税により即時償却できる太陽光発電設備の取得期間が平成27年３月末に終了したことや、固定価格買取制度における電気の買取価格引下げがあったものの、引下げ前の買取価格が対象となる発電所への事業者の投資ニーズは依然として高い水準にあります。このような環境変化に対応し、第３四半期以降には優良プロジェクトの確保を優先する一方、確保した優良プロジェクトに関しては当期中の収益化を企図しましたが、いくつかの案件が次期に持ち越しとなりました。

また、当社グループは、サービス付き高齢者向け住宅（以下、「サ高住」といいます。）の開発や運営に係るアレンジメント業務やアセットマネジメント業務を拡大させており、全国各地の事業者や投資家等にニーズに合ったファイナンス・スキームの構築等の業務を提供しております。アセットマネジメント業務は、不動産投資案件や企業投

資ファンドの受託が一部終了したものの、サ高住を対象とする３件のサービス付き高齢者向け住宅の新規受託により、受託資産残高は前連結会計年度末から322百万円増加し、7,651百万円となりました。また、フィンテックアセットマネジメント㈱は平成27年３月18日付で、不動産特定共同事業法第２条第４項第３号に係る業務（不特法第３号事業）を行うことについて、金融庁及び国土交通省より許可を受けており、不特法第３号事業の受託を開始しております。

企業投資においては、ベンチャーキャピタルファンド（FGF）の大型の投資回収が収益貢献しました。営業投資有価証券の残高は、FGFへの追加投資や、ユニークで高い成長性が見込まれる企業へ新規投資したものの、FGFの大型の投資回収や企業投資ファンドの存続期間満了、及び㈱ムーミン物語の連結子会社化により、前連結会計年度末に比べ753百万円減少し、1,565百万円となりました。また、当連結会計年度から連結の範囲に含めたフィンテックグローバルトレーディング㈱は、セルフストレージの企画・開発・管理を行う会社と提携してセルフストレージへの投資を開始しました。セルフストレージの市場は年々拡大基調であり、首都圏を中心に高い潜在ニーズがあると予想され、将来的な投資家向け投資商品化を企図しております。

以上の結果、投資銀行事業の売上高は1,641百万円（前連結会計年度比7.6％減）、営業利益は1,335百万円（前連結会計年度比2.5％減）となりました。

②不動産事業

不動産事業は、平成26年９月期より「ベターライフサポート事業」を立ち上げ、人々のより良い生活をサポートするための「不動産事業のeコマース化」の実現に向けて、事業を推進しております。

職域の福利厚生サービスについては、持家支援サービスにおいてマンションの引渡しが増加したことで売上高が増加しました。また、当期の福利厚生サービスの新規導入企業は11社となり、今後も更なる期待が持てる結果となりました。不動産仲介業務においては、成約率の高い職域へのアプローチを強化するとともに、ウェブサイトの全面改訂等の各種施策を展開しました。不動産販売業務は、戸建用地の取得を積極的に進め、第２四半期から建築を開始した戸建住宅が第３四半期に最初の竣工を迎えましたが、当初の予定より遅れたことで販売計画の達成には至りませんでした。しかしながら、当連結会計年度末の販売用不動産は1,515百万円、仕掛販売用不動産は1,135百万円となり、次期の業績への寄与が期待されます。

以上の結果、不動産事業の売上高は3,371百万円（前連結会計年度比208.4％増）、

営業損失は80百万円（前連結会計年度は32百万円の損失）となりました。

③建設事業

当社は、建設事業を行う岡山建設㈱の全所有株式を平成27年５月１日に譲渡しており、同社を第３四半期連結会計期間期首より連結の範囲から除外しております。このため、第２四半期連結累計期間から業績の進捗はなく、建設事業の売上高は423百万円（前連結会計年度比56.8％減）、営業損失は０百万円（前年連結会計年度は17百万円の利益）となりました。

④その他

当社は、第２四半期連結会計期間より㈱ムーミン物語及び非連結子会社の㈱アダコテックについて重要性が増したことにより、それぞれ当社の連結の範囲に含めております。

㈱ムーミン物語は、北欧の雰囲気とムーミンの世界を体験できる施設であるメッツァを開設するため、当施設のコンセプト、コンテンツの検討や各種許認可申請の対応を当社とともに進めました。

㈱アダコテックは、画像・音声・振動・センサ信号などからの各種パターン認識及び異常監視・予兆検知用途のソフトウェアを開発・販売しておりますが、同社のソフトウェアは、製造工程や運行中の機器モニタリングなどのインダストリアルIoT分野への応用が期待されております。運輸・旅客業界に対しては、旅客や車両の安全輸送を確保するための取組みとして実証実験を進めており、また大手ＩＰカメラメーカー製品向けに、より汎用的に検知機能を使っていただくため、ＰＣレスでの運用を可能とする取組みを進めるなど、大手企業から引合いが増加しております。

なお当社は、公会計コンサルティング事業を行う㈱パブリック・マネジメント・コンサルティング（以下、「PMC」といいます。）の株式の一部を、一般社団法人地方公会計研究センターに譲渡したことにより、PMCに対する当社の持株比率は48.7％となり、第１四半期連結会計期間末にPMCを当社の連結の範囲から除外しております。

以上の結果、その他の売上高は40百万円（前連結会計年度比45.5％減）、営業損失は105百万円（前連結会計年度は28百万円の損失）となりました。

企業集団のセグメント別業績

(単位：千円)

セグメント	科目	前連結会計年度	当連結会計年度	増減
投資銀行事業	売上高	1,776,581	1,641,302	△135,278
	営業利益	1,369,103	1,335,271	△33,832
不動産事業	売上高	1,093,159	3,371,636	2,278,477
	営業利益又は営業損失（△）	△32,413	△80,104	△47,691
建設事業	売上高	979,881	423,366	△556,514
	営業利益	17,515	△530	△18,046
その他	売上高	74,985	40,879	△34,106
	営業利益又は営業損失（△）	△28,323	△105,177	△76,854
合計	売上高	3,924,608	5,477,185	1,552,577
	営業利益	1,325,882	1,149,458	△176,423
調整額	売上高	△13,303	△47,497	△34,194
	営業利益又は営業損失（△）	△770,315	△1,034,434	△264,118
連結損益計算書計上額	売上高	3,911,305	5,429,688	1,518,383
	営業利益	555,567	115,024	△440,542

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は719百万円であります。主なものは、北欧の雰囲気とムーミンの世界を体験できる施設開設のための用地、及び子会社営業所の取得であります。

(3) 資金調達の状況

平成27年４月７日に行使価額修正条項付き第14回新株予約権（第三者割当て）147,000個を発行いたしました。当連結会計年度に当該新株予約権は全数が権利行使され、当該新株予約権の発行及び行使による新株式の発行により、総額で2,392百万円を調達しました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

岡山建設㈱株式の譲渡

当社は、平成27年５月１日付で、連結子会社であった岡山建設㈱の役員、従業員が出資する岡山ホールディングス㈱に、当社保有の岡山建設㈱株式の全部を譲渡しました。これにより、岡山建設㈱は当社の連結の範囲から除外されております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、企業の成長、事業拡大に貢献するブティック型投資銀行として、ストラクチャードファイナンス手法を使った財務ソリューションの提供を中心に、企業投資も積極展開し、成長著しい企業や事業再生会社への投資で数多くの実績を積んでおります。近年ではこれらのノウハウを活かして、地方活性化にも取り組んでおりますが、今後は地方自治体の資産更新問題（高度経済成長期に建設し、老朽化したインフラ資産の更新費用問題）、財政健全化に向けた取組みへの広がりを企図しております。また、マーケットの対象を従来の企業等のマーケット（B to B）から、個人マーケット（B to C)へ拡大し、個人マーケット基盤の構築も企図しております。中長期的には当社グループの顧客である中堅企業、成長企業、地方自治体や地域産業のニーズに対応し、経営・財務戦略や事業再編の助言、事業継承のコンサルティング、資金調達アレンジ、財政健全化等の業務提供と個人顧客へサービスを提供する事業を充実させながら、企業、地域経済、個人マーケットに真に必要とされるブティック型投資銀行として永続的な成長を目指しております。

これらを実現するために、投資銀行業務及び企業投資においては顧客企業や投資先企業、ファンド、地方自治体等を対象とした、多種多様なプロジェクトの推進に注力しております。具体的には、投資銀行業務では地方自治体の財政健全化支援をはじめとして、再生可能エネルギー事業関連のアレンジメント、地方中心市街地の再開発及び地域産業支援など、「地方」を基盤としたプロジェクトを推進いたします。企業投資分野において、海外企業と協働したジョイントベンチャー（ムーミンテーマパークの設立・運営）の立ち上

げや、ベンチャーキャピタルファンドへの投資を通じたライフサイエンス分野での創薬・医療の研究支援及びエレクトロニクス分野での先端技術の開発を支援して参ります。一方、個人マーケットに対しては、福利厚生サービスによって職域からアプローチをかけ、eコマース化に対応した特色のある商品・サービスの提供を目指して参ります。

また、当社グループが、企業、地域経済、個人マーケットに真に必要とされるブティック型投資銀行として永続的な成長を目指していく為には、グループ内での各事業間のシナジー効果をもたらす施策を講じることと、業績拡大を支える営業体制の構築、内部管理態勢の強化が経営上の重要課題と認識しております。さらに、内部管理態勢においては、金融商品取引法などの関連法令・諸規則を遵守し、高度なコンプライアンス態勢を構築することが重要であると認識しております。的確にその法的規制の動向を把握するとともに、定期的にグループ各社の内部管理態勢を見直しておくことで、金融商品取引業者としての持続的成長の基盤を作って参ります。

2．財産及び損益の状況

（1）企業集団の財産及び損益の状況

区別＼期別	第18期 (平成24年９月期)	第19期 (平成25年９月期)	第20期 (平成26年９月期)	第21期 (当連結会計年度) (平成27年９月期)
売上高 (千円)	2,038,093	1,603,491	3,911,305	5,429,688
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△915,648	88,035	684,878	237,008
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△1,274,564	182,920	923,819	224,481
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△) (円)	△10.70	1.52	6.92	1.48
総資産 (千円)	6,417,941	4,770,738	7,452,246	11,958,104
純資産 (千円)	3,632,661	2,716,236	5,534,844	7,879,885
１株当たり純資産 (円)	19.82	22.23	37.41	48.31

（注）1. 消費税等の会計処理　　税抜方式

2. 売上高、経常利益又は経常損失（△）、当期純利益又は当期純損失（△）、総資産及び純資産の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

3. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

4. 当社は、平成26年４月１日付で株式１株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産を算定しております。

(2) 会社の財産及び損益の状況

区別＼期別	第18期 (平成24年９月期)	第19期 (平成25年９月期)	第20期 (平成26年９月期)	第21期 (当　期) (平成27年９月期)
売上高 (千円)	958,337	916,513	1,623,991	1,464,130
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△149,033	224,759	571,228	303,479
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△1,099,655	127,439	534,199	537,136
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△) (円)	△9.09	1.05	4.00	3.54
総資産 (千円)	4,480,312	3,985,060	5,743,636	9,672,483
純資産 (千円)	2,673,647	2,664,207	5,094,631	7,846,213
１株当たり純資産 (円)	21.96	22.02	34.58	48.36

(注) 1. 消費税等の会計処理　　税抜方式
2. 売上高、経常利益又は経常損失（△）、当期純利益又は当期純損失（△）、総資産及び純資産の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
3. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
4. 当社は、平成26年４月１日付で株式１株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産を算定しております。

3．重要な親会社及び子会社の状況

（1）重要な親会社の状況

該当事項はありません。

（2）重要な子会社の状況（平成27年９月30日現在）

会社名	資 本 金 又は出資金 (千円)	当 社 の 議決権比率	主な事業内容
フィンテックアセットマネジメント㈱	50,000	100.0 %	・不動産投資運用 ・フィナンシャル・アドバイザリー業務
フィンテックグローバルトレーディング㈱	35,000	100.0 %	・企業投資 ・アドバイザリー業務 ・ファイナンス・アレンジメント業務
ベターライフサポートホールディングス㈱	86,000	100.0 %	・株式を保有することにより子会社の事業活動を支配・管理する業務
㈱ベルス	6,675	※94.0 %	・職域福利厚生トータルサービス ・不動産売買・賃貸・管理の紹介、斡旋
㈱ユニハウス	30,000	※100.0 %	・不動産の仲介
ベターライフハウス㈱	40,010	※100.0 %	・戸建住宅の開発、分譲

（注）※印は間接保有を含んでおります。

4．主要な事業内容（平成27年９月30日現在）

企業集団の主要な事業内容は、以下のとおりであります。

（1）投資銀行事業

自己投融資事業（プリンシパルインベストメント）、フィナンシャル・アドバイザリー業務、ファイナンス・アレンジメント業務、公共ファイナンス業務（再生可能エネルギー案件等）、アセットマネジメント業務（不動産投資運用、投資ファンド運用等）

（2）不動産事業

職域での福利厚生トータルサービス、不動産仲介、不動産開発、不動産販売

（3）その他

テーマパークの開設、運営

コンピューターソフトウェアの研究、開発、製造及び販売

5．企業集団の主要拠点等（平成27年９月30日現在）

（1）当社の主要な営業所

本　　社・・・・東京都港区

（2）子会社の主要な営業所

フィンテックアセットマネジメント㈱・・・・・・・東京都港区
フィンテックグローバルトレーディング㈱・・・・・東京都港区
ベターライフサポートホールディングス㈱・・・・・東京都港区
㈱ベルス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・東京都港区
㈱ユニハウス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・東京都港区
ベターライフハウス㈱・・・・・・・・・・・・・・・東京都港区

6．従業員の状況（平成27年９月30日現在）

セグメントの名称	従業員数
投資銀行事業	24名
不動産事業	70名
その他	５名
全社（共通）	18名
合　　計	117名

（注）1. 上記従業員数に臨時従業員（派遣社員、契約社員及びアルバイトの期中平均雇用人員８名）は含まれておりません。
2. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門の従業員であります。
3. 従業員数（合計）は、前連結会計年度末に比べ８名増加しております。

7．主要な借入先（平成27年９月30日現在）

借入先	借入金残高
㈱みずほ銀行	1,428,923千円
三井住友トラスト・ローン＆ファイナンス㈱	675,500千円
㈱新銀行東京	501,600千円

Ⅱ．会社の状況に関する事項（平成27年９月30日現在）

１．株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　308,400,000株

（2）発行済株式の総数　161,912,600株

（3）株主数　26,736名

（4）大株主（上位10名）

株　　主　　名	持 株 数（株）	持株比率（%）
玉井　信光	20,095,500	12.41
藤井　優子	3,776,400	2.33
長谷川　聡	2,400,000	1.48
テンダネス・ファンドT投資事業有限責任組合	2,000,000	1.24
日本証券金融株式会社	1,835,700	1.13
青島　正章	1,708,000	1.05
田村　直丈	1,576,000	0.97
中村　雅幸	1,536,100	0.95
ロバート・ハースト	1,535,000	0.95
株式会社SBI証券	1,520,300	0.94

（5）その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

2．新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末に当社が発行している新株予約権等の概要

名称（発行日）	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	1株当たりの発行価額	1株当たりの行使価額（円）	権利行使期間	新株予約権等の行使の条件
第6回新株予約権（平成20年12月29日）	106個	普通株式 10,600株	無償	27	平成22年12月29日～平成30年11月30日	（注）
第7回新株予約権（平成21年12月28日）	92個	普通株式 9,200株	無償	33	平成23年12月28日～平成31年11月30日	（注）
第8回新株予約権（平成22年12月28日）	136個	普通株式 13,600株	無償	41	平成24年12月28日～平成32年11月30日	（注）
第9回新株予約権（平成23年12月28日）	182個	普通株式 18,200株	無償	32	平成25年12月28日～平成33年11月30日	（注）
第10回新株予約権（平成24年12月28日）	575個	普通株式 57,500株	無償	30	平成26年12月28日～平成34年11月30日	（注）
第11回新株予約権（平成25年12月27日）	995個	普通株式 99,500株	無償	53	平成27年12月28日～平成35年11月30日	（注）
第13回新株予約権（平成27年1月26日）	1,940個	普通株式 194,000株	無償	213	平成29年1月27日～平成36年11月30日	（注）

（注）新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、またはその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、または本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。

(2) 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	名称	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を除く)	第６回新株予約権	20個	普通株式 2,000株	２名
当社社外取締役	―	―	―	―
当社監査役	―	―	―	―

(3) 当事業年度中に当社使用人、子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権等の内容の概要

平成27年１月26日発行の第13回新株予約権

	当社使用人	子会社の役員及び使用人
新株予約権の交付をした人数	27名	85名
新株予約権の数	970個	1,265個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　97,000株	普通株式　126,500株
権利行使時の１株当たり払込金額	213円	
新株予約権の行使期間	平成29年１月27日から平成36年11月30日まで	
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、またはその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から１年を経過した日、または本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。 ②その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。	
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類（当社第20期事業年度に係るものに限る）の承認議案のいずれかにつき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。	

(4) その他新株予約権に関する重要な事項

平成27年３月20日開催の取締役会決議に基づき、第14回新株予約権（第三者割当て）を平成27年４月７日に発行しておりますが、平成27年８月４日にその全ての行使が完了しております。本新株予約権の概要は下記の通りであります。

発行決議日	平成27年４月７日
新株予約権の数	147,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　14,700,000株 （新株予約権１個当たり　100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり120円（総額　17,640,000円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額　新株予約権１株当たり173円 本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の当社普通株式の終値の90％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を１円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（１株当たり130円）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年４月８日から平成29年４月７日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、割当先との間で締結したコミットメント条項付き第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められている。
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり120円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 また当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり120円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

3．会社役員の状況

（1）取締役及び監査役の状況（平成27年９月30日現在）

地位及び担当	氏　　名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	玉井信光	フィンテックキャピタルリスクソリューションズ㈱　代表取締役 ㈱公共財アセットマネジメント　代表取締役
取締役会長	ロバート・ハースト	㈱ムーミン物語　代表取締役社長
取締役 経営管理部/事業統括部管掌 上席執行役員	鷲本晴吾	㈱FGIプリンシパル　代表取締役
取締役	三橋透	ベターライフサポートホールディングス㈱　代表取締役 ㈱ベルス　取締役 ㈱ユニハウス　代表取締役 ベターライフハウス㈱　代表取締役 城南開発㈱　代表清算人 三田ばさら㈱　代表取締役 すし青柳㈱　代表取締役
取締役	山中秀介	フィンテックグローバルトレーディング㈱　代表取締役 エアアジア・ジャパン㈱　社外取締役
取締役	木村喬	ベルウェザー総合会計事務所　代表 ㈱ベルウェザー　代表取締役 やまと監査法人　代表社員
常勤監査役	二宮幸一	
監査役	萩原啓史	㈱アクションコーポレーション
監査役	大山亨	㈱トラスティ・コンサルティング　代表取締役 ㈲セイレーン　代表取締役 ウインテスト㈱　社外監査役 ＩＧ証券㈱　社外監査役 ㈱アールエイジ　社外監査役

（注）1. 平成26年12月19日開催の第20期定時株主総会において、木村 喬氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役 木村 喬氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、かつ東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であります。
3. 監査役 萩原啓史及び大山 亨の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であり、かつ東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であります。
4. 監査役 大山 亨氏は、証券会社の公開引受部や株式上場コンサルタントとして、長年、株式公開指導に当たっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 木村 喬氏、監査役 萩原啓史氏及び監査役 大山 亨氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別の利害関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支 給 人 員	支 給 額
取締役	5名	127百万円
監査役	3名	20百万円
合　計	8名	148百万円

(注) 1. 平成13年９月25日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額500百万円として決議いただいており、また、平成19年12月20日開催の第13期定時株主総会において、別枠で取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を、年額75百万円と決議いただいております。
2. 平成13年９月25日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額100百万円と決議いただいております。
3. 上記支給額の他、当社子会社の取締役を兼務している取締役２名に対し、各子会社が当事業年度に係る報酬として総額60百万円を支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　　名	主 な 活 動 状 況
取締役	木 村　　喬	就任後開催の取締役会19回全てに出席し、様々な企業の会計監査、調査業務、アドバイザリー業務等を経験してきた公認会計士、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定のための適切な助言を行っております。
監査役	萩 原 啓 史	当事業年度に開催された取締役会23回及び監査役会13回全てに出席し、金融機関の経営者及び長年に亘る海外支店管理職としての豊富な経験・見識から、経営に係る助言及び提言を行っております。
監査役	大 山　　亨	当事業年度に開催された取締役会23回及び監査役会13回全てに出席し、株式上場コンサルタントとしての豊富な経験・見識から、必要に応じて市場の動向・経営管理・リスク管理等について助言及び提言を行っております。

② 社外役員に対する報酬等

	支 給 人 員	支 給 額
報酬等の合計	3名	13百万円

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　新日本有限責任監査法人

(注) 平成26年12月19日開催の第20期定時株主総会において、新たに新日本有限責任監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった清和監査法人は退任いたしました。

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　　31百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
31百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類の監査の状況
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項の各号に定める項目に該当すると判断された場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。
また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

5．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。なお、当社は当事業年度末日後に、更なる体制整備や組織変更のため、当該体制を変更しておりますが、以下には変更後の体制についての決定内容の概要を記載しております。

1. 取締役及び使用人（以下総称して「役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

フィンテックグローバル株式会社（以下「FGI」という）は、FGI及びその子会社からなる企業集団（以下「FGIグループ」という）の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、次の体制を整備する。

(1) FGIグループは「FGIグループ行動規範」及び「FGIグループコンプライアンス規範」を定め、FGIグループの役職員が研修や日々の職務を通じて公正で透明性のある企業風土の構築に努める。

(2) FGIグループは、FGI及び主要な子会社にコンプライアンス担当部署を設置すると同時に、必要に応じてコンプライアンス上の諸問題を討議する委員会を有し、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに当該担当部署、委員会または常勤監査役等へ報告する体制を構築する。また、FGI法務・コンプライアンス部が事務局となり、FGIグループ内のコンプライアンスやリスク管理の諸問題を討議するリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款及びFGIグループ内の諸規程（以下「法令・定款等」という。）の遵守状況をモニタリングするとともに、FGIグループのコンプライアンス体制の随時見直しや取組みについて検討を行う。

(3) FGIは、FGIグループの職務実施状況の実態を把握するため、FGI取締役社長（以下「社長」という。）直轄の内部監査室を設置し、FGIグループの職務が法令・定款等に準拠して適正・妥当に行われているか定期的に内部監査を行い、その結果を社長及び取締役会等に報告し、是正等の的確な対応を行う体制を構築する。

(4) FGIグループは、「FGIグループコンプライアンス規範」を定めるとともに、FGI及び主な子会社において「内部通報規程」を定め、FGIグループの役職員に周知する。これらの規程に基づく内部通報は、コンプライアンス部門及び監査役、社外弁護士等を通報窓口とし、報告者、相談者及び内部通報者の匿名性を確保することにより、円滑に通報や相談ができ、当該通報により報告者等に対して解雇その他、いかなる不利益取扱いを行わない仕組みを構築する。

(5)　FGIは、FGIグループの役職員に信頼性のある財務報告の重要性の認識を促すとともに、連結ベースでの適正な財務報告を実現するため内部統制システムを構築する。また専門家などの情報を適切に入手した上で、事業の実態を反映するよう、会計方針を選択適用するとともに適切な会計処理を行い、適正な財務報告を実現する。
(6)　FGIグループは反社会的勢力との取引は行わず、また、反社会的勢力との取引を行わないよう未然防止対策に努める。

2. 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　FGIは、「情報管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を、その保存媒体に応じて検索し閲覧することができる状態で、適切に保存及び管理（廃棄を含む）する。

3. リスクの管理に関する規程その他の体制
(1)　FGIは、「リスク管理規程」を定め、①から④を含むリスクカテゴリー毎に所管部を定めてリスク管理を行う。すなわち当該所管部が各リスクに対する不断の予防体制を構築し、各リスクが顕在化した際には、必要に応じて緊急対策本部を設置し、適切な対応を行う。
　① 信用リスク
　② コンプライアンスリスク
　③ 流動性リスク
　④ オペレーショナルリスク
(2)　FGIは、子会社におけるリスク情報の有無の把握に努め、子会社において重要なリスクが認識された場合には、直ちにその内容、損失の可能性の程度及びFGIグループに対する影響等について把握し、緊急対策本部はFGIのリスク管理規程に基づき適切な対応を行う。
(3)　FGIは、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、リスク管理の組織または体制の整備、リスクに関する規程の策定、改定等のリスク管理に関する事項について検討を行う。

4. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

FGIは、取締役間の連携を促し、その職務の執行が効率的に行われることを確保するため次の体制を整備する。

(1) 取締役会を月1回定時に開催し、必要に応じて適宜臨時取締役会または書面により取締役会を実施するほか、経営会議等目的に応じた会議体や委員会を通じて取締役間で審議、情報交換を行う。

(2) 取締役会の決定に基づく職務執行体制については、「組織規程」に基づく「稟議規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において各職務の責任者となる取締役及びその職務範囲を定め、当該各取締役がこれを執行するものとする。

(3) 取締役が持つ経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入する。

5. FGIグループにおける職務の適正を確保するための体制

FGIグループは、FGIグループにおける職務の適正を確保するために次の体制を整備する。

(1) FGIグループは、職務の適正化を確保するために各社の職務運営に関する諸規程を定める。

(2) FGIは、子会社の職務の適正を確保するために子会社の監視・監督や子会社の職務の執行に係る事項のFGIへの報告に関する規程を定め、FGI担当部署は当該規程に従い、子会社に対する監視・監督を果たし子会社の営業成績・財務状況その他重要な情報について、定期的に当社への報告が行われる体制を整備する。

(3) 必要に応じて、子会社の役員にFGIの役員が就任することにより、ガバナンスを確保する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) FGIグループは、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(2) 内部監査部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署または子会社は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

7. 反社会的勢力との取引の排除・防止のための体制
   (1) FGIは「FGIグループコンプライアンス規範」を定め、反社会的勢力との取引の謝絶、未然防止についてFGIグループの役職員全員が高い認識を持った対応が行えるよう努める。
   (2) FGIは反社会的勢力との取引防止のためFGIグループ共通の「反社チェック」制度を設け、FGIグループの役職員に周知・徹底の上、遵守させる。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
   FGIは、監査役から求めがある場合には、速やかに監査役の職務を補助する監査役スタッフを置くこととする。

9. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
   (1) FGIは、監査役スタッフを置く場合には、その独立性を確保するため、当該スタッフの任命、異動等人事権にかかわる事項の決定については事前に常勤監査役の同意を得るものとする。
   (2) 監査役スタッフの監査役補助職務に対する指揮命令権は、監査役が有するものとし、取締役からの指揮命令に服さないものとする。

10. 役職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
   FGIは、役職員が監査役に報告するため次の体制を整備する。
   (1) 役職員はFGIの職務、業績に影響を与える重要な事項または監査役による指摘事項に関する対応の進捗状況等について監査役に都度報告する。
   (2) 監査役はいつでも必要に応じて、役職員に対して報告を求めることができる。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

FGIは、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために次の体制を整備する。

(1) 監査役は、社長その他の取締役または会計監査人とそれぞれ定期的にまたは必要に応じて意見交換する。

(2) 監査役は、内部監査担当部門や子会社の取締役または監査役等との情報交換、連携を密にするとともに、必要に応じて、子会社の監査役を兼務する。

(3) 監査役は、取締役会へ出席し、適時かつ的確に職務執行状況を把握するため、経営会議等会議体の議事録、資料等を閲覧できる。

(4) 監査役は、必要に応じて、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーに相談することがき、その費用は会社が負担するものとする。

6．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記５．に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の主な取り組みを行っております。

定例取締役会を毎月１回、臨時取締役会を11回開催し、定例報告事項のほか、取締役会規程に定められた重要項目について確認・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行いました。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を３回開催し、リスクに関する規程の改訂等のリスク管理に関する事項、及び反社チェックの態勢等について検討を行いました。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年９月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**10,507,445**	**流動負債**	**3,109,925**
現金及び預金	4,617,855	支払手形及び買掛金	41,639
受取手形及び売掛金	237,393	短期借入金	2,372,557
営業投資有価証券	1,565,930	1年内償還予定の社債	46,000
営業貸付金	761,902	1年内返済予定の長期借入金	163,284
販売用不動産	1,515,740	未払法人税等	41,396
仕掛販売用不動産	1,135,958	繰延税金負債	265
繰延税金資産	4,342	賞与引当金	42,466
その他	870,335	その他	402,315
貸倒引当金	△202,015		
		固定負債	**968,294**
固定資産	**1,450,659**	社債	98,000
有形固定資産	**841,025**	長期借入金	691,779
建物	108,170	繰延税金負債	37,606
機械装置及び運搬具	243	退職給付に係る負債	105,646
工具、器具及び備品	62,313	その他	35,261
土地	657,818	**負債合計**	**4,078,219**
建設仮勘定	12,480	**純資産の部**	
無形固定資産	**129,704**	**株主資本**	**7,940,881**
のれん	97,468	**資本金**	**4,548,138**
その他	32,235	**資本剰余金**	**2,125,950**
投資その他の資産	**479,929**	**利益剰余金**	**1,266,792**
投資有価証券	86,505	**その他の包括利益累計額**	**△118,455**
その他	420,855	**その他有価証券評価差額金**	**△118,455**
貸倒引当金	△27,430	**新株予約権**	**16,729**
		少数株主持分	**40,728**
		純資産合計	**7,879,885**
資産合計	**11,958,104**	**負債及び純資産合計**	**11,958,104**

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**5,429,688**
売上原価		**2,934,417**
売上総利益		**2,495,270**
販売費及び一般管理費		**2,380,246**
営業利益		**115,024**
営業外収益		
受取利息	7,596	
為替差益	147,411	
持分法による投資利益	4,349	
その他	6,802	166,160
営業外費用		
支払利息	29,719	
貸倒引当金繰入額	3,184	
雑損失	2,627	
その他	8,644	44,175
経常利益		**237,008**
特別利益		
固定資産売却益	13,276	
関係会社株式売却益	10,520	
その他	203	23,999
特別損失		
関係会社株式評価損	24,648	
投資有価証券評価損	1,000	
その他	1,930	27,578
税金等調整前当期純利益		**233,429**
法人税、住民税及び事業税	41,518	
法人税等調整額	△8,342	33,176
少数株主損益調整前当期純利益		**200,253**
少数株主利益		**△24,227**
当期純利益		**224,481**

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年10月１日残高	3,351,561	929,373	1,226,803	－	5,507,738
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,196,576	1,196,576	－	－	2,393,153
剰余金の配当	－	－	△73,598	－	△73,598
当期純利益	－	－	224,481	－	224,481
連結範囲の変動	－	－	△110,893	－	△110,893
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
当連結会計年度中の変動額合計	1,196,576	1,196,576	39,989	－	2,433,143
平成27年９月30日残高	4,548,138	2,125,950	1,266,792	－	7,940,881

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
平成26年10月１日残高	△573	△573	4,168	23,510	5,534,844
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	－	－	－	－	2,393,153
剰余金の配当	－	－	－	－	△73,598
当期純利益	－	－	－	－	224,481
連結範囲の変動	－	－	－	－	△110,893
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△117,881	△117,881	12,560	17,217	△88,102
当連結会計年度中の変動額合計	△117,881	△117,881	12,560	17,217	2,345,041
平成27年９月30日残高	△118,455	△118,455	16,729	40,728	7,879,885

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

貸借対照表

(平成27年９月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,092,919**	**流動負債**	**1,559,865**
現金及び預金	4,178,000	買掛金	35,451
売掛金	160,300	短期借入金	1,220,500
営業投資有価証券	1,505,339	リース債務	885
前渡金	469,555	未払金	166,592
前払費用	24,555	未払費用	6,137
営業貸付金	782,862	未払法人税等	16,188
短期貸付金	924,050	預り金	31,463
その他	294,997	前受金	2,978
貸倒引当金	△246,741	前受収益	448
固定資産	**1,579,563**	賞与引当金	30,703
有形固定資産	**613,387**	その他	48,517
建物	49,739	**固定負債**	**266,403**
工具、器具及び備品	48,854	リース債務	369
土地	502,314	長期借入金	138,929
建設仮勘定	12,480	退職給付引当金	73,329
無形固定資産	**9,034**	その他	53,776
ソフトウェア	8,502	**負債合計**	**1,826,269**
その他	532	**純資産の部**	
投資その他の資産	**957,141**	**株主資本**	**7,948,398**
投資有価証券	1,348	**資本金**	**4,548,138**
関係会社株式	722,580	**資本剰余金**	**2,113,361**
出資金	7,536	資本準備金	2,113,361
関係会社出資金	102,918	**利益剰余金**	**1,286,898**
その他	150,188	利益準備金	37,588
貸倒引当金	△27,430	その他利益剰余金	1,249,309
		繰越利益剰余金	1,249,309
		評価・換算差額等	**△118,914**
		その他有価証券評価差額金	**△118,914**
		新株予約権	**16,729**
		純資産合計	**7,846,213**
資産合計	**9,672,483**	**負債及び純資産合計**	**9,672,483**

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,464,130**
売上原価		**192,324**
売上総利益		**1,271,805**
販売費及び一般管理費		**1,106,011**
営業利益		**165,793**
営業外収益		
受取利息	25,484	
為替差益	147,465	
その他	12	172,962
営業外費用		
支払利息	4,123	
貸倒引当金繰入額	31,153	
その他	0	35,277
経常利益		**303,479**
特別利益		
関係会社株式売却益	269,700	
その他	203	269,903
特別損失		
関係会社株式売却損	10,660	
関係会社株式評価損	24,648	
その他	857	36,166
税引前当期純利益		**537,216**
法人税、住民税及び事業税		80
当期純利益		**537,136**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				繰越利益剰余金	
平成26年10月１日残高	3,351,561	916,784	30,229	793,132	5,091,706
事業年度中の変動額					
新株の発行	1,196,576	1,196,576	－	－	2,393,153
剰余金の配当	－	－	－	△73,598	△73,598
当期純利益	－	－	－	537,136	537,136
利益準備金の積立	－	－	7,359	△7,359	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	1,196,576	1,196,576	7,359	456,177	2,856,691
平成27年９月30日残高	4,548,138	2,113,361	37,588	1,249,309	7,948,398

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成26年10月１日残高	△1,243	△1,243	4,168	5,094,631
事業年度中の変動額				
新株の発行	－	－	－	2,393,153
剰余金の配当	－	－	－	△73,598
当期純利益	－	－	－	537,136
利益準備金の積立	－	－	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△117,670	△117,670	12,560	△105,109
事業年度中の変動額合計	△117,670	△117,670	12,560	2,751,581
平成27年９月30日残高	△118,914	△118,914	16,729	7,846,213

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月19日

フィンテック　グローバル株式会社
取　締　役　会　　御　中

新　日　本　有　限　責　任　監　査　法　人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　一　宏　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　月　本　洋　一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、フィンテック　グローバル株式会社の平成26年10月１日から平成27年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィンテック　グローバル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項
　会社の平成26年９月30日をもって終了した前連結会計年度の連結計算書類は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結計算書類に対して平成26年11月20日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月19日

フィンテック　グローバル株式会社
取　締　役　会　　御　中

新　日　本　有　限　責　任　監　査　法　人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　一　宏　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　月　本　洋　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、フィンテック　グローバル株式会社の平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項
　会社の平成26年９月30日をもって終了した前事業年度の計算書類は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該計算書類に対して平成26年11月20日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月20日

フィンテック　グローバル株式会社　監査役会

常勤監査役　二　宮　幸　一　㊞

監　査　役　萩　原　啓　史　㊞

監　査　役　大　山　　亨　㊞

(注) 監査役萩原啓史及び監査役大山　亨は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

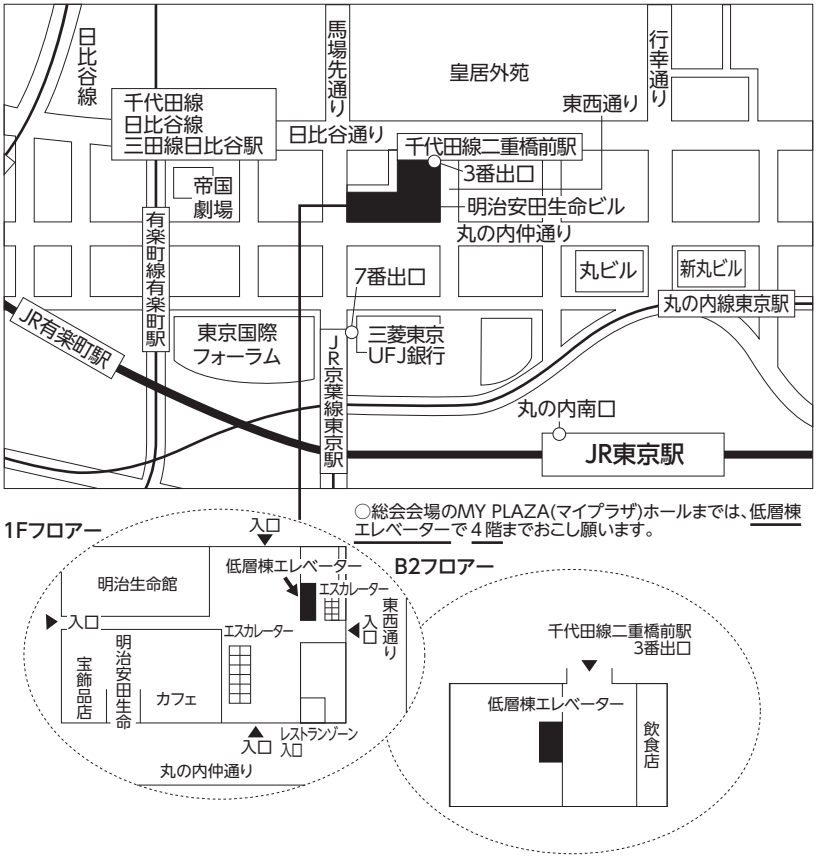
以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
明治安田生命ビル　４階　MY PLAZAホール

交通：地下鉄ご利用の場合：千代田線二重橋前駅　３番出口直結
ＪＲご利用の場合：ＪＲ東京駅丸の内南口　徒歩５分
ＪＲ有楽町駅国際フォーラム口　徒歩５分
ＪＲ京葉線東京駅７番出口　徒歩３分



お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

FSC www.fsc.org　ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK